

鶴岡市地域防災計画（風水害・雪害対策編）新旧対照表

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p><第1章第3節>自然条件（P16,19,20）</p> <p>自然状況等</p> <p>1 地形の概要</p> <p><鶴岡地域></p> <p>（1）地形概要</p> <p>鶴岡地域は、地域総面積は 234 km²で庄内平野の南部に位置し、北は酒田市に、東は赤川を隔てて三川町、藤島地域及び羽黒地域に接し、西は高館山及び荒倉山の丘陵を経て日本海に、南は母狩山及び虚空蔵山の山地を経て楯引地域及び温海地域に接している。河川は、赤川の他に、市街地を流れる内川と人口河川の青龍寺川が北上して赤川に合流する。</p> <p>（以下、略）</p> <p>2 気候の概要</p> <p>（1）気候概要</p> <p>本市は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受ける、日本海側の典型的な海洋性の気候である。年間の平均気温は、13℃前後である。四季別の天候の変化を見ると、春は、大陸の高気圧が発達し一般的に好天の日が多いが、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、突風や春雷が発生する。また、暖気を伴う南風や雨により融雪洪水が起こる。夏は、6月中旬に梅雨入りするが、県内陸部に比べると影響は少なく、晴天の続く空梅雨に終わる年もある。梅雨末期には、日本海に停滞する梅雨前線により集中豪雨が起りやすい。また、8月末頃から10月中旬には台風に見舞われる場合があり、進路が日本海を通る場合は、雨は比較的少ないが暴風に見舞われる。そして、秋の初めには、日本海に秋雨前線の停滞により、梅雨のような長雨が続く場合がある。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（2）気象概況</p> <p>①降水量、気温、風向</p> <p>山形地方気象台が設置するアメダス観測所の年間降水量、平均気温、風向・風速値は、次のとおりである。</p>	<p>自然状況等について時点修正</p> <p>1 地形の概要</p> <p><鶴岡地域></p> <p>（1）地形概要</p> <p>鶴岡地域は、地域総面積は 234 km²で庄内平野の南部に位置し、北は酒田市に、東は赤川を隔てて三川町、藤島地域及び羽黒地域に接し、西は高館山及び荒倉山の丘陵を経て日本海に、南は母狩山及び虚空蔵山の山地を経て楯引地域及び温海地域に接している。河川は、赤川の他に、市街地を流れる内川と人工河川の青竜寺川が北上して赤川に合流する。</p> <p>（以下、略）</p> <p>2 気候の概要</p> <p>（1）気候概要</p> <p>本市は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受ける、日本海側の典型的な海洋性の気候である。年間の平均気温は、13℃前後である。四季別の天候の変化を見ると、春は、移動性高気圧に覆われ一般的に好天の日が多いが、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、突風や春雷が発生する。また、暖気を伴う南風による気温上昇や雨により融雪洪水が起こる。夏は、6月中旬に梅雨入りするが、県内陸部に比べると影響は少なく、晴天の続く空梅雨に終わる年もある。梅雨末期には、日本海に停滞する梅雨前線により集中豪雨が起りやすい。また、8月末頃から10月中旬には台風に見舞われる場合があり、進路が日本海を通る場合は、雨は比較的少ないが暴風に見舞われる。そして、秋の初めには、日本海に停滞する秋雨前線により、梅雨のような長雨が続く場合がある。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（2）気象概況</p> <p>①降水量、気温、風向</p> <p>山形地方気象台が設置するアメダス観測所の年間降水量、平均気温、風向・風速値は、次のとおりである。</p>	<p>令和6年1月10日現在</p> <p>誤字の修正</p> <p>文書の一部追加及び修正</p> <p>平均のみの記載ではないため削除</p>

現行計画（修正前）							修正案							修正理由
ア 鶴岡（錦町）							ア 鶴岡（錦町）							値欄に資料不足値である旨記載
年	年間降水量 (mm)	気 温 (°C)			風向・風速 (m/s)		年	年間降水量 (mm)	気 温 (°C)			風向・風速 (m/s)		
		年平均	最 高	最 低	最大瞬間 風速	風向			年平均	最 高	最 低	最大瞬間 風速	風向	
2008	2,039.0	12.9	35.2	-4.9	21.1	西北西	2010	2,387.0	13.4	34.9	-6.9	20.7	西	
2009	2,182.5	13.0	34.9	-6.6	22.5	南西	2011	2,542.5	12.7	36.0	-8.1	19.6	西	
2010	2,387.0	13.4	34.9	-6.9	20.7	西	2012	1,968.5	12.8	35.9	-6.9	26.5	南西	
2011	2,542.5	12.7	36.0	-8.1	19.6	西	2013	2,823.0	12.8	35.0	-7.3	20.9	西	
2012	1,968.5	12.8	35.9	-6.9	26.5	南西	2014	1,998.0	12.9	37.8	-5.9	22.3	西	
2013	2,823.0	12.8	35.0	-7.3	20.9	西	2015	1,556.0	13.6	36.6	-4.5	21.0	西	
2014	1,998.0	12.9	37.8	-5.9	22.3	西	2016	1,992.5	13.5	36.3	-4.2	24.7	西南西	
2015	1,556.0	13.6	36.6	-4.5	21.0	西	2017	2,079.5]	12.8	35.7	-5.0	20.8	西北西	
2016	1,992.5	13.5	36.3	-4.2	24.7	西南西	2018	2,448.5	13.4	37.9	-11.6	22.0	西	
2017	2,079.5	12.8	35.7	-5.0	20.8	西北西	2019	1,814.5	13.8	38.7	-3.3	19.9	西北西	
2018	2,448.5	13.4	37.9	-11.6	22.0	西	2020	2,332.0	13.9	38.2	-4.3	20.5	西北西	
2019	1,814.5	13.8	38.7	-3.3	19.9	西北西	2021	2,345.5	13.5	37.3	-6.1	24.0	西北西	
2020	2,332.0	13.9	38.2	-4.3	20.5	西北西	2022	2,396.0	13.3	35.3	-6.6	23.7	西北西	
2021	2,345.5	13.5	37.3	-6.1	24.0	西北西	2023	2,096.0	14.3	38.7	-7.8	22.4	西南西	
2022	2,396.0	13.3	35.3	-6.6	23.7	西北西	※値欄の記号「]」統計を行う対象とする資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。十分な信頼性がないため、活用には十分注意すること。							
イ 鼠ヶ関（鼠ヶ関字横路）							イ 鼠ヶ関（鼠ヶ関字横路）							
年	年間降水量 (mm)	気 温 (°C)			風向・風速 (m/s)		年	年間降水量 (mm)	気 温 (°C)			風向・風速 (m/s)		
		年平均	最 高	最 低	最大瞬間 風速	風向			年平均	最 高	最 低	最大瞬間 風速	風向	
2008	1,826.0	13.2	33.1	-3.0	23.8	西南西	2010	2,247.0	14.0	32.8	-3.6	28.3	西南西	
2009	1,868.0	13.6	33.4	-2.1	25.1	西南西	2011	2,194.0	13.4	36.4	-3.1	21.6	西	
2010	2,247.0	14.0	32.8	-3.6	28.3	西南西	2012	1,741.5	13.6	34.7	-3.9	30.9	南西	
2011	2,194.0	13.4	36.4	-3.1	21.6	西	2013	2,543.5	13.6	33.6	-3.5	30.8	西南西	
2012	1,741.5	13.6	34.7	-3.9	30.9	南西	2014	1,902.0	13.5	34.7	-4.6	27.7	西南西	
2013	2,543.5	13.6	33.6	-3.5	30.8	西南西	2015	1,446.5	14.0	34.3	-3.3	25.1]	西南西	
2014	1,902.0	13.5	34.7	-4.6	27.7	西南西	2016	1,568.0	14.1	35.3	-2.2	28.6	西南西	
2015	1,446.5	14.0	34.3	-3.3	25.1	西南西	2017	1,854.5	13.5	34.8	-3.7	25.1	南西	
2016	1,568.0	14.1	35.3	-2.2	28.6	西南西	2018	2,413.0	14.0	38.2	-4.7	26.3	西南西	
2017	1,854.5	13.5	34.8	-3.7	25.1	南西	2019	1,595.0	14.4	40.4	-2.5	24.7	南西	
2018	2,413.0	14.0	38.2	-4.7	26.3	西南西	2020	2,087.0	14.5	39.1	-3.7	23.6	北西	
2019	1,595.0	14.4	40.4	-2.5	24.7	南西	2021	1,928.5	14.3	34.7	-3.8	33.9	西南西	
2020	2,087.0	14.5	39.1	-3.7	23.6	北西	2022	1,983.5	14.2	36.2	-3.0	26.9	西南西	
2021	1,928.5	14.3	34.7	-3.8	33.9	西南西	2023	1,992.0	15.2	39.0	-6.3	27.5	西	
2022	1,983.5	14.2	36.2	-3.0	26.9	西南西	※値欄の記号「]」統計を行う対象とする資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。十分な信頼性がないため、活用には十分注意すること。							

現行計画（修正前）			修正案			修正理由
ウ 櫛引（桂荒俣字上桂）、荒沢（荒沢字狩籠）			ウ 櫛引（桂荒俣字上桂）、荒沢（荒沢字狩籠）			値欄に資料不足値である旨記載
年	櫛引 年間降水量（mm）	荒沢 年間降水量（mm）	年	櫛引 年間降水量（mm）	荒沢 年間降水量（mm）	
2008	2,114.0	2,890.0	2010	2,451.0	3,360.5	
2009	2,370.0	2,949.5	2011	2,399.0]	3,584.5	
2010	2,451.0	3,360.5	2012	2,346.0	2,897.5	
2011	2,399.0	3,584.5	2013	3,092.5	3,422.0	
2012	2,346.0	2,897.5	2014	2,410.5	2,993.5	
2013	3,092.5	3,422.0	2015	1,799.0	2,431.0	
2014	2,410.5	2,993.5	2016	2,213.0	2,708.5	
2015	1,799.0	2,431.0	2017	2,700.5	3,328.0	
2016	2,213.0	2,708.5	2018	2,774.0	3,695.0	
2017	2,700.5	3,328.0	2019	2,117.5	2,860.0	
2018	2,774.0	3,695.0	2020	2,160.5	3,543.0	
2019	2,117.5	2,860.0	2021	1,992.0	3,675.5	
2020	2,160.5	3,543.0	2022	2,513.5	3,381.0	
2021	1,992.0	3,675.5	2023	2,183.0	3,131.5	
2022	2,513.5	3,381.0	※値欄の記号「]」統計を行う対象とする資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。十分な信頼性がないため、活用には十分注意すること。			

現行計画（修正前）	修正案	修正理由				
<p><第1章第4節>社会条件（P24,25）</p> <p>4 外国人</p> <p>5 土地利用状況</p>	<p>4 外国人（居住人数）</p> <p>5 土地利用状況（固定資産概要調書より修正）</p>	<p>時点修正</p>				
<p><第1章第5節>風水害等の災害履歴（P30）</p> <p>1 合併後の災害履歴</p> <p>（2）土砂災害</p>	<p>1 合併後の災害履歴</p> <p>（2）土砂災害</p> <table border="1" data-bbox="1190 548 2104 926"> <tr> <td data-bbox="1190 548 1448 926"> <p>西目土砂崩れ災害 （令和4年12月31日）</p> </td> <td data-bbox="1448 548 2104 926"> <p>令和4年12月31日に鶴岡地域の西目地内において、住民からの通報により、地すべりが原因と推定される土砂崩れが確認された。同日、本庁内に市長を本部長とする災害対策本部を設置し対応にあたった。4人が生き埋めとなり鶴岡市消防本部、県消防広域応援隊、警察、自衛隊で救助活動にあたり、同日内に2人を救助したものの1月2日に2人の死亡が確認された。崩落規模は長さ75m、幅70m。住家2棟、非住家29棟全壊。崩落した斜面と連なる斜面にも崩落の危険があるため、最大で8世帯22人に避難指示が出された。</p> </td> </tr> </table>	<p>西目土砂崩れ災害 （令和4年12月31日）</p>	<p>令和4年12月31日に鶴岡地域の西目地内において、住民からの通報により、地すべりが原因と推定される土砂崩れが確認された。同日、本庁内に市長を本部長とする災害対策本部を設置し対応にあたった。4人が生き埋めとなり鶴岡市消防本部、県消防広域応援隊、警察、自衛隊で救助活動にあたり、同日内に2人を救助したものの1月2日に2人の死亡が確認された。崩落規模は長さ75m、幅70m。住家2棟、非住家29棟全壊。崩落した斜面と連なる斜面にも崩落の危険があるため、最大で8世帯22人に避難指示が出された。</p>	<p>令和4年12月31日西目地内土砂崩れ災害について記載</p>		
<p>西目土砂崩れ災害 （令和4年12月31日）</p>	<p>令和4年12月31日に鶴岡地域の西目地内において、住民からの通報により、地すべりが原因と推定される土砂崩れが確認された。同日、本庁内に市長を本部長とする災害対策本部を設置し対応にあたった。4人が生き埋めとなり鶴岡市消防本部、県消防広域応援隊、警察、自衛隊で救助活動にあたり、同日内に2人を救助したものの1月2日に2人の死亡が確認された。崩落規模は長さ75m、幅70m。住家2棟、非住家29棟全壊。崩落した斜面と連なる斜面にも崩落の危険があるため、最大で8世帯22人に避難指示が出された。</p>					
<p><第1章第6節>災害危険性の評価（P43,44）</p> <p>1 風水害等の種類</p> <table border="1" data-bbox="225 1045 1151 1268"> <tr> <td data-bbox="225 1045 388 1268">高 潮</td> <td data-bbox="388 1045 1151 1268">台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は、海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる。この海面の上昇を高潮と言い、台風発生時には高潮による被害に嚴重な注意が必要である。</td> </tr> </table> <p>2 風水害等の危険性</p> <p>（略）</p> <p>次に、本市の土砂災害危険区域は、令和4年8月19日現在1,015箇所（鶴岡地域475、藤島地域13、羽黒地域10、櫛引地域5、朝日地域173、温海地域339）、地すべり101箇所、急傾斜地446箇所、土石流468箇所と、県内では最も土砂災害危険区域が多い。（中略）春は、大陸型の高気圧が発達し、一般的に好天の日が多いが、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、突風や春雷が発生する。また、暖気を伴う南風や雨により融雪洪水が起こる。（中略）そして、秋の初めには、日本海に秋雨前線の停滞により、梅雨のような長雨が続く場合がある。</p> <p>（略）</p>	高 潮	台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は、海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる。この海面の上昇を高潮と言い、台風発生時には高潮による被害に嚴重な注意が必要である。	<p>1 風水害等の種類</p> <table border="1" data-bbox="1178 1045 2104 1268"> <tr> <td data-bbox="1178 1045 1341 1268">高 潮</td> <td data-bbox="1341 1045 2104 1268">台風や低気圧に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は、海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風や低気圧が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる。この海面の上昇を高潮と言い、とくに台風発生時には高潮による被害に嚴重な注意が必要である。</td> </tr> </table> <p>2 風水害等の危険性</p> <p>（略）</p> <p>次に、本市の土砂災害危険区域は、令和5年11月1日現在1,015箇所（鶴岡地域475、藤島地域13、羽黒地域10、櫛引地域5、朝日地域173、温海地域339）、地すべり101箇所、急傾斜地446箇所、土石流468箇所と、県内では最も土砂災害危険区域が多い。（中略）春は、移動性高気圧に覆われ、一般的に好天の日が多いが、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、突風や春雷が発生する。また、暖気を伴う南風による気温上昇や雨により融雪洪水が起こる。（中略）そして、秋の初めには、日本海に停滞する秋雨前線により、梅雨のような長雨が続く場合がある。</p> <p>（略）</p>	高 潮	台風や低気圧に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は、海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風や低気圧が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる。この海面の上昇を高潮と言い、とくに台風発生時には高潮による被害に嚴重な注意が必要である。	<p>高潮の現象説明に文言を追加</p> <p>一部追加修正</p>
高 潮	台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は、海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる。この海面の上昇を高潮と言い、台風発生時には高潮による被害に嚴重な注意が必要である。					
高 潮	台風や低気圧に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は、海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風や低気圧が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる。この海面の上昇を高潮と言い、とくに台風発生時には高潮による被害に嚴重な注意が必要である。					

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p><第2章第8節>避難所等事前対策（P72~75）</p> <p>【本所】防災安全課、コミュニティ推進課、福祉課、長寿介護課、国保年金課、教育委員会</p> <p>【庁舎】総務企画課、市民福祉課</p> <p>【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部）、福祉関係者</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令した場合、市は、住民が集団で避難できるよう、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導體制の構築を支援する。</p> <p>イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「災害時要援護者避難支援計画」（避難行動要支援者避難計画）を策定するとともに、適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者への情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の開設体制等の整備</p> <p>① (略)</p> <p>②福祉避難所の指定</p> <p>ア 市は、指定避難所の内一般避難所スペースでの共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定し、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7)</p> <p>① (略)</p> <p>② ア～イ (略)</p> <p>ウ 昔ながらのサイレン、警鐘といった誰でも分かりやすい避難行動のきっかけとなる情報伝達手段を活用する。</p>	<p>【本所】防災安全課、コミュニティ推進課、地域包括ケア推進室、福祉課、長寿介護課、国保年金課、教育委員会</p> <p>【庁舎】総務企画課、市民福祉課</p> <p>【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部）、福祉関係者</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>ア 警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令した場合、市は、住民が集団で避難できるよう、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導體制の構築を支援する。</p> <p>イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「避難行動要支援者支援計画」を策定するとともに、適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者への情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。</p> <p>ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の開設体制等の整備</p> <p>① (略)</p> <p>②福祉避難所の設置</p> <p>ア 市は、指定避難所に避難した住民の中に一般避難所スペースでの共同生活が難しい要配慮者がいた際には協定締結している施設に対し「福祉避難所」の開設を要請し、福祉避難所を設置する。要配慮者は、一般避難所での生活が長引くと予想される場合、福祉避難所の受入体制に合わせ、対象者となる者を判断し、一般避難所から福祉避難所へ移るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7)</p> <p>① (略)</p> <p>② ア～イ (略)</p> <p>ウ 昔ながらのサイレンや警鐘といった誰でも分かりやすい避難行動のきっかけとなる情報伝達手段を活用する。</p>	<p>担当課の追加</p> <p>計画名の修正</p> <p>鶴岡市 災害時における福祉避難所開設調整に基づく修正</p> <p>文言の修正</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p><第2章第10節>要配慮者の安全確保（P82）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④災害時要援護者避難支援計画（避難行動要支援者避難支援けいかく）の作成 市は災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援計画（避難行動要支援者避難支援計画（全体計画））を作成する。なお、自主防災組織が策定する災害時要援護者避難支援計画（避難行動要支援者避難支援計画）の個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。</p> <p>⑤避難行動要支援者情報の把握・共有 市は避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため次の措置を講ずる。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿による情報共有 市は、避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法、個人情報の保護に関する法律及び鶴岡市個人情報保護条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。（以下略）</p>	<p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④避難行動要支援者支援計画の作成 市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者支援計画を作成する。なお、自主防災組織が策定する個別避難計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。</p> <p>⑤避難行動要支援者情報の把握・共有 市は避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため次の措置を講ずる。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿による情報共有 市は、避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法、個人情報の保護に関する法律及び鶴岡市個人情報保護法施行条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。（以下略）</p>	<p>計画名称等の変更による修正</p> <p>鶴岡市個人情報保護条例の廃止 鶴岡市個人情報保護法施行条例 令和5年4月1日施行による修正</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																																
<p><第2章第18節>土砂災害予防（P114）</p> <p>1 （略）</p> <p>2（1）</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥土砂災害警戒区域等における法指定</p> <p>土砂災害警戒区域等について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を行うための関係法に基づく指定について、国及び県に対し働きかける。</p> <table border="1" data-bbox="284 594 1151 1152"> <thead> <tr> <th>関係法令</th> <th>指定区域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</td> <td>土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法</td> <td>宅地造成規制区域</td> </tr> </tbody> </table>	関係法令	指定区域等	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	宅地造成等規制法	宅地造成規制区域	<p>1 （略）</p> <p>2（1）</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥土砂災害警戒区域等における法指定</p> <p>土砂災害警戒区域等について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を行うための関係法に基づく指定について、国及び県に対し働きかける。</p> <table border="1" data-bbox="1234 594 2101 1178"> <thead> <tr> <th>関係法令</th> <th>指定区域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）</td> <td>土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td>宅地造成及び特定盛土等規制法</td> <td>宅地造成等規制区域 特定盛土規制区域 造成宅地防災区域</td> </tr> </tbody> </table>	関係法令	指定区域等	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等規制区域 特定盛土規制区域 造成宅地防災区域	<p>関係法令等の改正</p>
関係法令	指定区域等																																	
砂防法	砂防指定地																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域																																	
森林法	保安林																																	
建築基準法	災害危険区域																																	
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域																																	
関係法令	指定区域等																																	
砂防法	砂防指定地																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域																																	
森林法	保安林																																	
建築基準法	災害危険区域																																	
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等規制区域 特定盛土規制区域 造成宅地防災区域																																	
<p><第2章28節>ライフライン強化対策（上水道）（P146）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>（1）市の役割</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④その他機械設備や薬品管理における予防対策</p> <p>ア 機械、電気及び計装設備の震動による滑動、転倒防止</p> <p>イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管</p> <p>ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 各主体の役割及び業務の内容</p> <p>（1）市の役割</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④その他機械設備や薬品管理における予防対策</p> <p>ア 機械、電気及び計装設備の震動による滑動、転倒防止</p> <p>イ 震動による浄水用薬品貯留槽の転倒、破損防止及び混薬を防止するための分離保管</p> <p>ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄</p>	<p>名称の変更による修正</p>																																

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p><第2章第29節>ライフライン強化対策（下水道）（P149,151）</p> <p>【本所】上下水道部 【関係機関】県（県土整備部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、（公財）山形県建設技術センター、（地方公共法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者、管路包括委託受注業者、処理場包括委託受注業者</p> <p>1 （略） 2（1）①～③ （略） ④安全確保対策 ⑤ （略） ⑥下水道施設等の復旧 市は、あらかじめ被災施設の復旧計画を策定し、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。下水道施設等復旧は、概ね次の計画を目安にする。（以下、略）</p>	<p>【本所】上下水道部 【関係機関】県（県土整備部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、（公財）山形県建設技術センター、（地方公共法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者、包括委託受注業者</p> <p>1 （略） 2（1）①～③ （略） ④安全確保対策 ⑤ （略） ⑥下水道施設等の復旧 市は、あらかじめ被災施設の復旧計画を策定し、施設の機能回復及び早期復旧を目指す。下水道施設等復旧は、概ね次の計画を目安にする。（以下、略）</p>	<p>名称変更による修正</p> <p>文言の修正</p>
<p><第2章第32節>廃棄物処理体制の整備（P161,162）</p> <p>【本所】廃棄物対策課、土木課 【庁舎】市民福祉課 【関係機関】県（循環型社会推進課、水大気環境課）、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業廃棄物協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会 山形県建設業協会鶴岡支部</p> <p>1 （略） 2（1）（2） （略） （3） ②（一社）山形県産業廃棄物協会</p>	<p>【本所】廃棄物対策課、土木課 【庁舎】市民福祉課 【関係機関】県（循環型社会推進課、水大気環境課）、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業資源循環協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会 山形県建設業協会鶴岡支部</p> <p>1 （略） 2（1）（2） （略） （3） ② （一社）山形県産業資源循環協会</p>	<p>社名変更による修正</p> <p>社名変更による修正</p>
<p><第2章第37節>ボランティア活動の推進（P180）</p> <p>【本所】福祉課、防災安全課 【庁舎】市民福祉課、総務企画課 【実施主体】市社会福祉協議会 【関係機関】県（環境エネルギー部、健康福祉部）、県社会福祉協議会、NPO法人鶴岡災害ボランティアネットワーク、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会</p>	<p>【本所】地域包括ケア推進室、防災安全課 【庁舎】市民福祉課、総務企画課 【実施主体】市社会福祉協議会 【関係機関】県（環境エネルギー部、健康福祉部）、県社会福祉協議会、NPO法人鶴岡災害ボランティアネットワーク、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会</p>	<p>担当課の修正</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p><第3章第1節>災害対策本部の組織・運営・動員（P182）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 市災害対策本部の設置及び組織</p> <p>（1）災害対策本部の設置基準</p> <p>市長は、市域に災害が発生し又はおそれがある場合において必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、或いは災害対策本部に現地本部を設置するものとする。なお、市長が災害対策本部を設置する基準は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 災害が市域の大半に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>イ 災害が市域の数箇所に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要する場合</p> <p>エ 震度5弱以上の地震を観測した場合</p> <p>オ 山形県に津波警報が発表された場合</p> <p>カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市行政上特に応急対策等の措置を必要と認めた場合</p> <p>（2）～（12） （略）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 市災害対策本部の設置及び組織</p> <p>（1）災害対策本部の設置基準</p> <p>市長は、市域に災害が発生し又はおそれがある場合において必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、或いは災害対策本部に現地本部を設置するものとする。なお、市長が災害対策本部を設置する基準は、概ね次のとおりとする。</p> <p>ア 災害が市域の大半に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>イ 災害が市域の数箇所に発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要する場合</p> <p>エ 震度5弱以上の地震を観測した場合</p> <p>オ 山形県に津波注意報以上が発表された場合</p> <p>カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市行政上特に応急対策等の措置を必要と認めた場合</p> <p>（2）～（12） （略）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>津波注意報が発表された場合について、海浜等からの避難指示を発令することから修正</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																																										
<p><第3章第1節>災害対策本部の組織・運営・動員（P190）</p> <p>8活動体制の区分及び設置基準</p> <p>市長は、災害の規模或いは被害の状況により、表1による体制で災害応急対策を講ずる</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="222 506 1136 1770"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>設置基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次警戒体制</td> <td>1 暴風（雪）警報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次警戒体制</td> <td>1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、土砂災害等が予測される場合 3 一部河川において避難判断水位に達したとき 4 市長が特に認めたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部（第一次非常配備）</td> <td>1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部（第二次非常配備）</td> <td>1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部（第三次非常配備）</td> <td>1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	設置基準	備考	一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき		二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき		災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、土砂災害等が予測される場合 3 一部河川において避難判断水位に達したとき 4 市長が特に認めたとき		災害対策本部（第一次非常配備）	1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき		災害対策本部（第二次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき		災害対策本部（第三次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき		<p>8活動体制の区分及び設置基準</p> <p>市長は、災害の規模或いは被害の状況により、表1による体制で災害応急対策を講ずる</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="1160 459 2089 1770"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>設置基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次警戒体制</td> <td>1 暴風（雪）警報が発表されたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次警戒体制</td> <td>1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、大雨警報（土砂災害）が発表され、高齢者等避難が想定される場合 3 一部河川において避難判断水位に達したとき 4 市長が特に認めたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部（第一次非常配備）</td> <td>1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部（第二次非常配備）</td> <td>1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部（第三次非常配備）</td> <td>1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	設置基準	備考	一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき		二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害） が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき		災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、 大雨警報（土砂災害） が発表され、 高齢者等避難が想定 される場合 3 一部河川において避難判断水位に達したとき 4 市長が特に認めたとき		災害対策本部（第一次非常配備）	1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき		災害対策本部（第二次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき		災害対策本部（第三次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき		<p>気象情報の発表内容に合わせた修正</p>
体制区分	設置基準	備考																																										
一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき																																											
二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき																																											
災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、土砂災害等が予測される場合 3 一部河川において避難判断水位に達したとき 4 市長が特に認めたとき																																											
災害対策本部（第一次非常配備）	1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき																																											
災害対策本部（第二次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき																																											
災害対策本部（第三次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき																																											
体制区分	設置基準	備考																																										
一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき																																											
二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害） が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき																																											
災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、 大雨警報（土砂災害） が発表され、 高齢者等避難が想定 される場合 3 一部河川において避難判断水位に達したとき 4 市長が特に認めたとき																																											
災害対策本部（第一次非常配備）	1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき																																											
災害対策本部（第二次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき																																											
災害対策本部（第三次非常配備）	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき																																											

現行計画（修正前）				修正案				修正理由																																								
<p><第3章第1節>災害対策本部の組織・運営・動員（P191）</p> <p>9 職員の動員基準</p> <p>市域において、表1に定める体制が必要とされる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎及び温海庁舎は、表2の「災害時における職員の動員配備体制」に基づき、その配置体制ごとに職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。</p> <p>表2 「災害時における職員の動員配備体制」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策組織設置基準</th> <th colspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>本所</th> <th>庁舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次警戒体制</td> <td>1 暴風（雪）警報が発表されたとき</td> <td>危機管理監が指定した職員（自宅待機）</td> <td>総務企画課長が指定した職員（自宅待機）</td> </tr> <tr> <td>二次警戒体制</td> <td>1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき</td> <td>防災安全課職員（兼務職員を含む。）、土木課、農山漁村振興課、消防本部職員、関係各課</td> <td>地域本部長が指定した職員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、土砂災害等が予測されるとき 3 一部河川において避難判断水位達したとき 4 市長が特に認められたとき</td> <td>本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）</td> <td>【避難情報の発令が予想される地域庁舎】 地域本部長（支所長）、地域副本部長（総務企画課長）、市民福祉課長、産業建設課長、（地域本部長が指定した職員） 【それ以外の地域庁舎】総務企画課担当職員（地域本部長が指定した職員）</td> </tr> </tbody> </table>				災害対策組織設置基準		職員配備基準				本所	庁舎	一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき	危機管理監が指定した職員（自宅待機）	総務企画課長が指定した職員（自宅待機）	二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	防災安全課職員（兼務職員を含む。）、土木課、農山漁村振興課、消防本部職員、関係各課	地域本部長が指定した職員	災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、土砂災害等が予測されるとき 3 一部河川において避難判断水位達したとき 4 市長が特に認められたとき	本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）	【避難情報の発令が予想される地域庁舎】 地域本部長（支所長）、地域副本部長（総務企画課長）、市民福祉課長、産業建設課長、（地域本部長が指定した職員） 【それ以外の地域庁舎】総務企画課担当職員（地域本部長が指定した職員）	<p>9 職員の動員基準</p> <p>市域において、表1に定める体制が必要とされる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎及び温海庁舎は、表2の「災害時における職員の動員配備体制」に基づき、その配置体制ごとに職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。</p> <p>表2 「災害時における職員の動員配備体制」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害対策組織設置基準</th> <th colspan="2">職員配備基準</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>本所</th> <th>庁舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次警戒体制</td> <td>1 暴風（雪）警報が発表されたとき</td> <td>危機管理監が指定した職員（自宅待機）</td> <td>総務企画課長が指定した職員（自宅待機）</td> </tr> <tr> <td>二次警戒体制</td> <td>1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき</td> <td>防災安全課職員（兼務職員を含む。）、土木課、農山漁村振興課、消防本部職員、関係各課</td> <td>地域本部長が指定した職員</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、大雨警報（土砂災害）が発表され、高齢者等避難が想定が予測されるとき 3 一部河川において避難判断水位達したとき 4 市長が特に認められたとき</td> <td>本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）</td> <td>【避難情報の発令が予想される地域庁舎】 地域本部長（支所長）、地域副本部長（総務企画課長）、市民福祉課長、産業建設課長、（地域本部長が指定した職員） 【それ以外の地域庁舎】総務企画課担当職員（地域本部長が指定した職員）</td> </tr> </tbody> </table>				災害対策組織設置基準		職員配備基準				本所	庁舎	一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき	危機管理監が指定した職員（自宅待機）	総務企画課長が指定した職員（自宅待機）	二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害） が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	防災安全課職員（兼務職員を含む。）、土木課、農山漁村振興課、消防本部職員、関係各課	地域本部長が指定した職員	災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、 大雨警報（土砂災害）が発表され、高齢者等避難が想定 が予測されるとき 3 一部河川において避難判断水位達したとき 4 市長が特に認められたとき	本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）	【避難情報の発令が予想される地域庁舎】 地域本部長（支所長）、地域副本部長（総務企画課長）、市民福祉課長、産業建設課長、（地域本部長が指定した職員） 【それ以外の地域庁舎】総務企画課担当職員（地域本部長が指定した職員）	<p>気象情報の発表に合わせた修正</p>
災害対策組織設置基準		職員配備基準																																														
		本所	庁舎																																													
一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき	危機管理監が指定した職員（自宅待機）	総務企画課長が指定した職員（自宅待機）																																													
二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	防災安全課職員（兼務職員を含む。）、土木課、農山漁村振興課、消防本部職員、関係各課	地域本部長が指定した職員																																													
災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、土砂災害等が予測されるとき 3 一部河川において避難判断水位達したとき 4 市長が特に認められたとき	本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）	【避難情報の発令が予想される地域庁舎】 地域本部長（支所長）、地域副本部長（総務企画課長）、市民福祉課長、産業建設課長、（地域本部長が指定した職員） 【それ以外の地域庁舎】総務企画課担当職員（地域本部長が指定した職員）																																													
災害対策組織設置基準		職員配備基準																																														
		本所	庁舎																																													
一次警戒体制	1 暴風（雪）警報が発表されたとき	危機管理監が指定した職員（自宅待機）	総務企画課長が指定した職員（自宅待機）																																													
二次警戒体制	1 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき 2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害） が発表されたとき 4 河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき	防災安全課職員（兼務職員を含む。）、土木課、農山漁村振興課、消防本部職員、関係各課	地域本部長が指定した職員																																													
災害警戒本部体制	1 一部の河川等において高齢者等避難の発令が想定される場合 2 集中豪雨等により、 大雨警報（土砂災害）が発表され、高齢者等避難が想定 が予測されるとき 3 一部河川において避難判断水位達したとき 4 市長が特に認められたとき	本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）	【避難情報の発令が予想される地域庁舎】 地域本部長（支所長）、地域副本部長（総務企画課長）、市民福祉課長、産業建設課長、（地域本部長が指定した職員） 【それ以外の地域庁舎】総務企画課担当職員（地域本部長が指定した職員）																																													

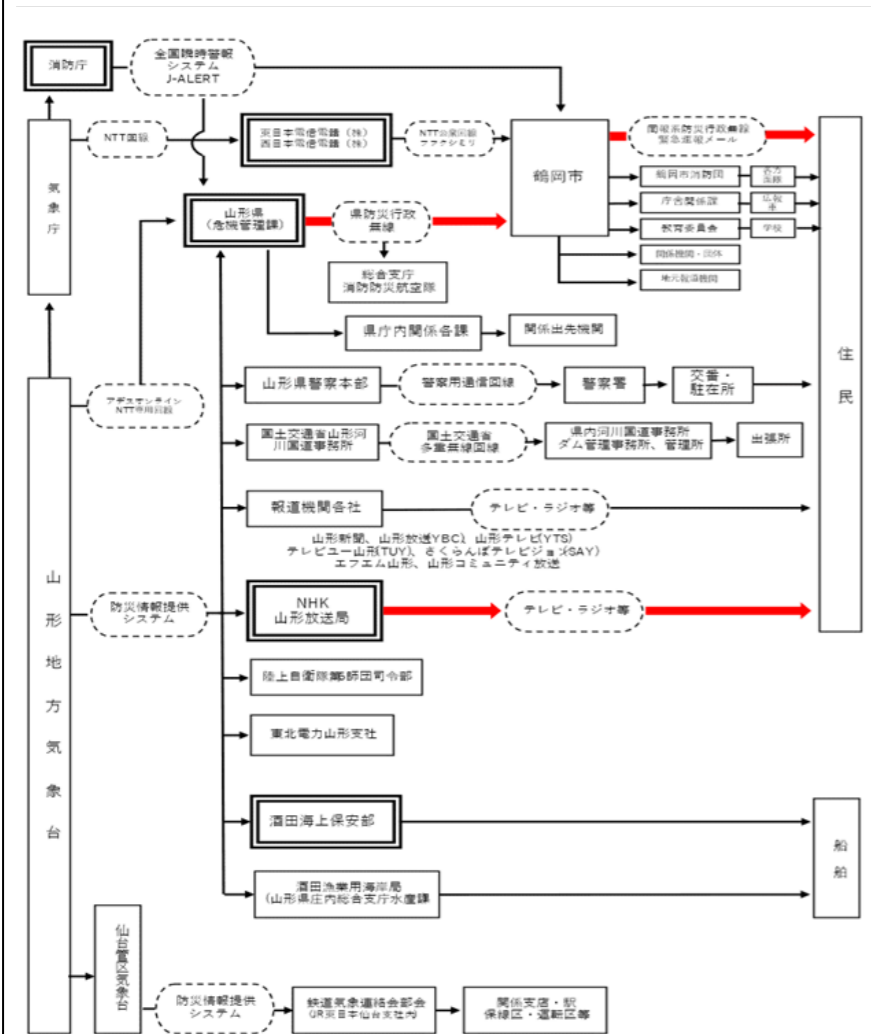
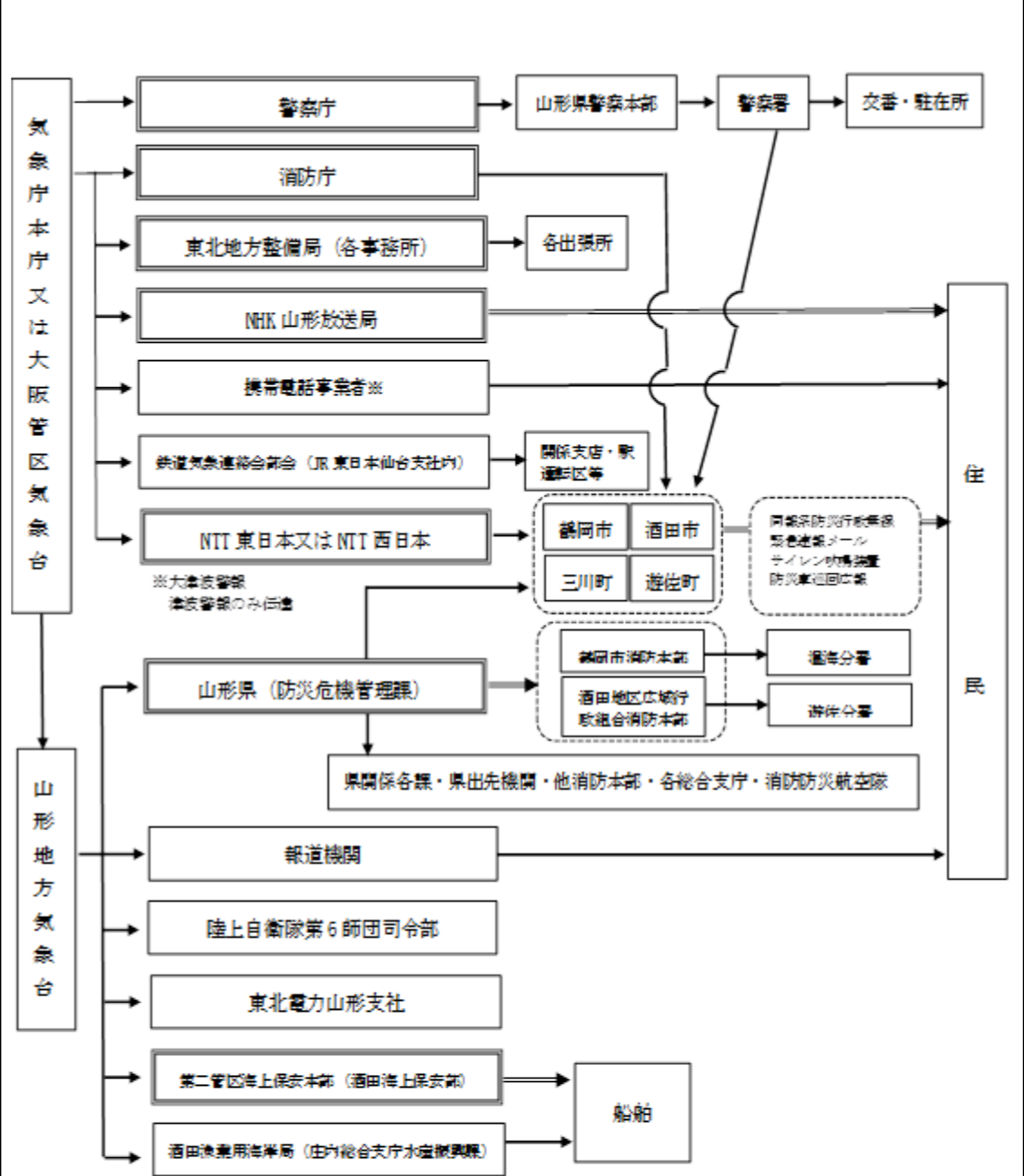
現行計画（修正前）				修正案				修正理由		
災害対策本部	第一次非常配備	1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき	本部長（市長）、副本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）、コミュニティ推進課（避難所応援用務）	【避難情報を発令した地域庁舎】 同上、地区指定職員 【それ以外の地域庁舎】 同上	災害対策本部	第一次非常配備	1 一部河川の増水により、高齢者等避難、避難指示等を発令したとき	本部長（市長）、副本部長（副市長）、総務部長、市民部長、健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、消防長、教育部長、防災安全課職員（兼務職員含む。）、コミュニティ推進課（避難所応援用務）	【避難情報を発令した地域庁舎】 同上、地区指定職員 【それ以外の地域庁舎】 同上	
	第二次非常配備	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員（所属する班の概ね1/2）	地域本部長、地域副本部長、地域本部員、班長、地域本部長が指定した職員（所属する班の概ね1/2）		第二次非常配備	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、高齢者等避難を発令したとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員（所属する班の概ね1/2）	地域本部長、地域副本部長、地域本部員、班長、地域本部長が指定した職員（所属する班の概ね1/2）	
	第三次非常配備	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき	全職員	全職員		第三次非常配備	1 赤川等、市内大規模河川の増水により、避難指示を発令したとき 2 市内大規模河川において氾濫発生情報が発表されたとき（堤防の決壊、越水など） 3 大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき	全職員	全職員	

現行計画（修正前）		修正案	修正理由																												
<p><第3章第4節>災害情報の収集・伝達（P224~226）</p> <p>別表1（表中の文言修正）</p> <p>社会的影響度が高い船舶火災 救助・救急</p>		<p>別表1（表中の文言修正）</p> <p>船舶火災であって社会的影響度が高いもの 救急・救助</p>	火災・災害等即報要領の準じた変更																												
<p><第3章第5節>気象情報等の収集・伝達（P231~236）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4業務の内容</p> <p>(1)鶴岡市に関する特別警報・警報・注意報等の種類と概要</p> <p>①一般の利用に適合する予報及び警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される（以下、略）。</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td>具体的には、流域雨量指数が京田川流域で13.6以上、藤島川流域で12.8以上、梵字川流域で30.6以上。</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>具体的には、流域雨量指数が京田川流域で10.8以上、藤島川流域で10.2以上、梵字川流域で24.4以上。京田川流域では、表面雨量指数が5以上、かつ、流域雨量指数6.6※以上。（以下、略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 実効湿度が65%以下で最少湿度が30%以下。 イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均速度が10m/s以上。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	概要	特別警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される（以下、略）。	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		洪水警報	具体的には、流域雨量指数が京田川流域で13.6以上、藤島川流域で12.8以上、梵字川流域で30.6以上。	注意報	洪水注意報	具体的には、流域雨量指数が京田川流域で10.8以上、藤島川流域で10.2以上、梵字川流域で24.4以上。京田川流域では、表面雨量指数が5以上、かつ、流域雨量指数6.6※以上。（以下、略）		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 実効湿度が65%以下で最少湿度が30%以下。 イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均速度が10m/s以上。	<p>1～3（略）</p> <p>4業務の内容</p> <p>(1)鶴岡市に関する特別警報・警報・注意報等の種類と概要</p> <p>①一般の利用に適合する予報及び警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。（以下、略）</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td>具体的には、流域雨量指数基準が京田川流域で13.7以上、藤島川流域で13.5以上、梵字川流域で32.2以上、水無川流域で6.7以上、鼠ヶ関川流域で13.6以上、少連寺川流域で6.6以上、庄内小国川流域で15.9以上、南俣川流域で8.6以上、田沢川流域で6.6以上、相模川流域で4.1以上、今野川流域で10.1以上、三瀬川流域で11.5以上、黒瀬川流域で5.7以上、青竜寺川流域で9.2以上、内川流域で6.6以上、複合基準※による基準値が青竜寺川流域で表面雨量指数8.2以上。（以下、略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	特別警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。（以下、略）	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		洪水警報	具体的には、流域雨量指数基準が京田川流域で13.7以上、藤島川流域で13.5以上、梵字川流域で32.2以上、水無川流域で6.7以上、鼠ヶ関川流域で13.6以上、少連寺川流域で6.6以上、庄内小国川流域で15.9以上、南俣川流域で8.6以上、田沢川流域で6.6以上、相模川流域で4.1以上、今野川流域で10.1以上、三瀬川流域で11.5以上、黒瀬川流域で5.7以上、青竜寺川流域で9.2以上、内川流域で6.6以上、複合基準※による基準値が青竜寺川流域で表面雨量指数8.2以上。（以下、略）	<p>重複する文言「異常な」を1つ削除</p> <p>洪水警報基準の更新及び洪水警報の指数基準を 新たに設けた対象河川の追加、及び複合基準を 新たに設けた青竜寺川流域を併記</p>
種類	概要																														
特別警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される（以下、略）。																													
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
	洪水警報	具体的には、流域雨量指数が京田川流域で13.6以上、藤島川流域で12.8以上、梵字川流域で30.6以上。																													
注意報	洪水注意報	具体的には、流域雨量指数が京田川流域で10.8以上、藤島川流域で10.2以上、梵字川流域で24.4以上。京田川流域では、表面雨量指数が5以上、かつ、流域雨量指数6.6※以上。（以下、略）																													
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。具体的には、次のいずれかになると予想される場合。 ア 実効湿度が65%以下で最少湿度が30%以下。 イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均速度が10m/s以上。																													
種類	概要																														
特別警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。（以下、略）																													
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																													
	洪水警報	具体的には、流域雨量指数基準が京田川流域で13.7以上、藤島川流域で13.5以上、梵字川流域で32.2以上、水無川流域で6.7以上、鼠ヶ関川流域で13.6以上、少連寺川流域で6.6以上、庄内小国川流域で15.9以上、南俣川流域で8.6以上、田沢川流域で6.6以上、相模川流域で4.1以上、今野川流域で10.1以上、三瀬川流域で11.5以上、黒瀬川流域で5.7以上、青竜寺川流域で9.2以上、内川流域で6.6以上、複合基準※による基準値が青竜寺川流域で表面雨量指数8.2以上。（以下、略）																													

現行計画（修正前）	修正案		修正理由
<p>※京田川流域には「湛水型の内水氾濫」の基準として、当該河川の増水の状況を示す</p>	<p>注意報</p>	<p>具体的には、流域雨量指数が京田川流域で10.9以上、藤島川流域で10.8以上、梵字川流域で25.7以上。水無川流域で5.3以上、鼠ヶ関川流域で10.8以上、少連寺川流域で5.2以上、庄内小国川流域で12.7以上、南俣川流域で6.2以上、田沢川流域で5.2以上、相模川流域で3.3以上、今野川流域で8以上、三瀬川流域で9.2以上、黒瀬川流域で4.6以上、青竜寺川流域で7.3以上、内川流域で5.2以上。複合基準※による基準値が京田川流域では、表面雨量指数が5以上、かつ、流域雨量指数6.5以上、藤島川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数8.6以上、赤川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数29.6以上、水無川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数5.3以上、鼠ヶ関川流域で表面雨量指数5以上、かつ、流域雨量指数10以上、少連寺川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数5.2以上、庄内小国川流域で表面雨量指数5以上、かつ、流域雨量指数12.7以上、南俣川流域で表面雨量指数5以上、かつ、流域雨量指数6.2以上、田沢川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数4.2以上、相模川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数3.2以上、大山川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数10.4以上、今野川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数8以上、三瀬川流域で表面雨量指数5以上、かつ、流域雨量指数8.9以上、黒瀬川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数3.3以上、青竜寺川流域で表面雨量指数7以上、かつ、流域雨量指数5.8以上、内川流域で表面雨量指数5以上、かつ、流域雨量指数5.2以上。（以下、略）</p>	<p>洪水注意報の基準の一部更新と指数基準を新たに設けた対象河川の追加、及び京田川の複合基準の一部更新、並びに複合基準を新たに設けた河川を併記</p>

現行計画（修正前）	修正案		修正理由										
<p>② （略）</p> <p>③大雨警報・洪水警報の危険度分布</p> <table border="1" data-bbox="231 905 1133 1717"> <tr> <td data-bbox="231 905 394 1356">洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td data-bbox="394 905 1133 1356">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (以下、略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1356 394 1717">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="394 1356 1133 1717">水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </table>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (以下、略)	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	<table border="1" data-bbox="1172 275 2089 569"> <tr> <td data-bbox="1172 275 1273 569"></td> <td data-bbox="1273 275 1486 569">乾燥注意報</td> <td data-bbox="1486 275 2089 569"> <p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件である。次のいずれかになると予想される場合。</p> <p>ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下。</p> <p>イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均風速が10m/s以上。</p> </td> </tr> </table> <p>※京田川流域には「湛水型の内水氾濫」の基準として、当該河川の増水の状況を示す流域雨量指数に加えて、周辺の地表面を流れる雨水の状況を示す表面雨量指数も用いた複合基準を設定している。</p> <p>② （略）</p> <p>③大雨警報・洪水警報の危険度分布</p> <table border="1" data-bbox="1172 884 2196 1738"> <tr> <td data-bbox="1172 884 1353 1377">洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td data-bbox="1353 884 2196 1377">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (以下、略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1172 1377 1353 1738">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1353 1377 2196 1738">各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）がどれだけ高まるかを示した情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </table>		乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件である。次のいずれかになると予想される場合。</p> <p>ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下。</p> <p>イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均風速が10m/s以上。</p>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (以下、略)	流域雨量指数の予測値	各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）がどれだけ高まるかを示した情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	<p>表現の修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>説明内容の一部修正及び追記</p> <p>流域雨量指数の予測値の概要について、湛水型の内水氾濫も含めた説明に修正</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (以下、略)												
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。												
	乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件である。次のいずれかになると予想される場合。</p> <p>ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下。</p> <p>イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均風速が10m/s以上。</p>											
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 (以下、略)												
流域雨量指数の予測値	各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）がどれだけ高まるかを示した情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。												

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>④早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>⑤全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>⑥～⑦（略）</p> <p>⑧竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>(2)消防法に定める火災気象通報及び火災警報</p> <p>①火災気象通報 山形地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は、直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。通報基準は、山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。</p>	<p>④早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県など）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>⑤全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>⑥～⑦（略）</p> <p>⑧竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（庄内）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p>(2)消防法に定める火災気象通報及び火災警報</p> <p>①火災気象通報 ア 火災気象通報の概要 山形地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は、直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。 定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があつた場合、臨時の通報を行う。 イ 火災気象通報を行う基準 山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。</p>	<p>令和4年9月より早期注意情報の発表に「高潮」が追記されたため追記</p> <p>警戒の追記</p> <p>雷注意報が発表されていなくても、発表される場合がある。その場合は発表後に雷注意報を発表する</p> <p>火災気象通報は毎朝定時で発表するものと、強風や乾燥注意報が発表された時に臨時で発表するものの2種類ある。 山形県地域防災計画の記載に合わせ、概要と通報基準について説明する部分を分けて記載</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p data-bbox="210 289 801 319"><第3章第5節>気象情報等の収集・伝達（P238）</p>  <p data-bbox="638 1312 949 1459"> 凡例 気象業務法施行令第8条第1号による法定伝達先 → 特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている経路 </p>	<p data-bbox="1632 226 1721 256">修正案</p>  <p data-bbox="1261 1564 2166 1795"> (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発令されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 </p>	<p data-bbox="2418 226 2522 256">修正理由</p> <p data-bbox="2211 325 2433 357">伝達系統図の修正</p>

現行計画（修正前）										修正案										修正理由					
<p><第3章第6節>洪水予報・水防警報の伝達（P241,242,244）</p> <p>3 各主体の役割</p> <p>（2）県及び国の役割</p> <p>①指定河川洪水予報</p> <p>ア 洪水予報の種類、標題と概要</p>												<p>3 各主体の役割</p> <p>（2）県及び国の役割</p> <p>①指定河川洪水予報</p> <p>ア 洪水予報の種類、標題と概要</p>												<p>氾濫する可能性のある水位は一般には公表しないこととなったため削除</p>	
種類			標題			概要						種類			標題			概要							
洪水警報			氾濫危険情報			<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>						洪水警報			氾濫危険情報			<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>						<p>上記同様、氾濫する可能性のある水位の記載を表からも削除</p>	
イ 予報基準となる河川の水位観測所												イ 予報基準となる河川の水位観測所													
予報区域名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	所管	予報区域名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	所管								
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4						レベル1	レベル2	レベル3	レベル4										
赤川	熊出	熊出	2.10	3.00	4.30	4.50	5.70	酒田河川国道事務所	赤川	熊出	熊出	2.10	3.00	4.30	4.50	5.70	酒田河川国道事務所								
	羽黒橋	羽黒町赤川	2.00	3.00	4.20	4.60	5.40			2.00	3.00	4.20	4.60	5.40											
	浜中	酒田市浜中	2.00	3.00	4.00	4.20	5.20			2.00	3.00	4.00	4.20	5.20											
大山川	大山	大山	1.70	3.10	3.90	4.40	庄内総合支庁河川砂防課	大山川	大山	大山	1.70	3.10	3.90	4.40		庄内総合支庁河川砂防課									
	面野山	面野山	3.90	4.80	5.20	5.60			3.90	4.80	5.20	5.60													

現行計画（修正前）								修正案							修正理由	
5 避難指示等の発令基準 (1) 赤川の避難指示等の基準 (避難判断水位設置観測所)								(1) 赤川の避難指示等の基準 (避難判断水位設置観測所)							氾濫する可能性のある水位の記載を削除	
観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫可能性のある水位	観測所受け持ち区間	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位		観測所受け持ち区間
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			
熊出	熊出	2.10	3.00	4.30	4.50	5.70	左右岸：名川橋から黒川橋まで (距離 7.4 km)	熊出	熊出	2.10	3.00	4.30	4.50	5.70		左右岸：名川橋から黒川橋まで (距離 7.4 km)
羽黒橋	赤川	2.00	3.00	4.20	4.60	5.40	左岸：黒川橋から湯ノ沢まで (距離 10.3 km) 右岸：黒川橋から蛾眉橋まで (距離 9.0 km)	羽黒橋	赤川	2.00	3.00	4.20	4.60	5.40	左岸：黒川橋から湯ノ沢まで (距離 10.3 km) 右岸：黒川橋から蛾眉橋まで (距離 9.0 km)	

現行計画（修正前）					修正案					修正理由										
<p><第3章第10節>住民等避難対策（P260~262）</p> <p>4 避難情報の発令</p> <p>（1）避難指示等の実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警戒レベル</th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準 指示等を実施した場合の通知等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>5</td> <td>市長</td> <td>・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</td> <td>・既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意</td> </tr> </tbody> </table>											区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等	緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等																
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意																
<p>ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住者がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td>災害発生又は切迫 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> </tbody> </table>												居住者がとるべき行動	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。						
	居住者がとるべき行動																			
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。																			
<p>4 避難情報の発令</p> <p>（1）避難指示等の実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警戒レベル</th> <th>実施責任者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準 指示等を実施した場合の通知等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>5</td> <td>市長</td> <td>・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</td> <td>・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意</td> </tr> </tbody> </table>											区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等	緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 指示等を実施した場合の通知等																
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意																
<p>ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>居住者がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td> <td>命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> </tbody> </table>												居住者がとるべき行動	【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。						
	居住者がとるべき行動																			
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。																			
<p>警戒レベル5は災害が発生した時だけでなく、災害が切迫している場合にも発令できることから変更</p> <p>居住者がとるべき行動に文言を修正</p>																				

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																										
<p><第3章第11節>避難所運営（P266~268,270）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>（1）避難所の開設</p> <p>① （略）</p> <p>②避難所を開設する暇がない場合の措置</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 避難所内の危険な場所には近付かない。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3）管理・運営体制</p> <p>①（略）</p> <p>②運営体制</p> <p>避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 業務の内容</p> <p>（1）避難所の開設</p> <p>① （略）</p> <p>②避難所を開設する暇がない場合の措置</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 避難所内で災害により破損等が確認された危険な場所には近付かない。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3）管理・運営体制</p> <p>①（略）</p> <p>②運営体制</p> <p>避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者への対応</td> <td>高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営</td> </tr> <tr> <td>避難者の健康管理</td> <td>保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理</td> </tr> <tr> <td>避難所の衛生管理</td> <td>防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理</td> </tr> <tr> <td>プライバシーの保護</td> <td>被災者のプライバシーを尊重した運営管理</td> </tr> <tr> <td>冬期間の対応</td> <td>暖房器具、防寒衣等の提供</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営	避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理	避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理	プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理	冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者への対応</td> <td>高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営</td> </tr> <tr> <td>避難者の健康管理</td> <td>保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理</td> </tr> <tr> <td>避難所の衛生管理</td> <td>防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理</td> </tr> <tr> <td>プライバシーの保護</td> <td>被災者のプライバシーを尊重した運営管理</td> </tr> <tr> <td>夏期間の対応</td> <td>冷房器具、熱中症対策等の周知</td> </tr> <tr> <td>冬期間の対応</td> <td>暖房器具、防寒衣等の提供</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、 妊産婦 などを優先した運営	避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理	避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理	プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理	夏期間の対応	冷房器具、熱中症対策等の周知	冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供	<p>災害で危険な状況となった場所へ近づかないことを明確に記載</p> <p>妊産婦は妊娠経過に伴い医療受診等が必要であるため、要配慮者の項目へ追加</p> <p>猛暑により、環境整備が必要であるため追加</p>
項目	内容																											
要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営																											
避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理																											
避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理																											
プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理																											
冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供																											
項目	内容																											
要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、 妊産婦 などを優先した運営																											
避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理																											
避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理																											
プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理																											
夏期間の対応	冷房器具、熱中症対策等の周知																											
冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供																											
<p>③情報の提供、聴取対策</p> <p>避難者への情報の提供及び聴取は、次のとおり実施する。</p> <p>ア 掲示板の設置、広報紙の配布等</p> <p>イ ラジオ・テレビ放送</p> <p>ウ 防災行政用無線による一斉放送</p> <p>エ 相談窓口等の設置</p>	<p>③情報の提供、聴取対策</p> <p>避難者への情報の提供及び聴取は、次のとおり実施する。</p> <p>ア 掲示板の設置、広報紙の配布等</p> <p>イ ラジオ・テレビ放送</p> <p>ウ 防災行政用無線による一斉放送</p> <p>エ 相談窓口等の設置</p> <p>オ SNSの活用</p>	<p>市の SNS により情報発信が可能であることから追加</p>																										

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>④避難所運営に係る留意点</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>（４）（略）</p> <p>（５）要配慮者への配慮</p> <p>① （略）</p> <p>②福祉避難所の開設</p> <p>ア 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。</p> <p>イ （略）</p> <p>（６）（略）</p> <p>（７）避難が長期化する場合の措置</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p>	<p>④避難所運営に係る留意点</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとし、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定める。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>（４）（略）</p> <p>（５）要配慮者への配慮</p> <p>① （略）</p> <p>②福祉避難所の開設</p> <p>ア 市は、要介護高齢者、障害者等のために協定締結している福祉避難所へ開設調整し、一般の避難所からの誘導を図る。</p> <p>イ （略）</p> <p>（６）（略）</p> <p>（７）避難が長期化する場合の措置</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等へ避難者受入れの協力を要請し、移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。</p>	<p>文章の適正化</p> <p>鶴岡市 災害時における福祉避難所開設調整に基づき修正</p> <p>協定に基づく要請を含め追記</p>

現行計画（修正前）					修正案					修正理由																					
<第3章第27の2節>大規模土砂災害対策（P325） 1 （略） 2 各主体の役割及び業務内容 （1）～（2） （略） （3）市の役割 ① （略） ②避難指示等の実施					1 （略） 2 各主体の役割及び業務内容 （1）～（2） （略） （3）市の役割 ① （略） ②避難指示等の実施					警戒レベル5は災害が発生した時だけではなく、災害が切迫している場合にも発令できるようになったことから、記述を変更																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">実施責任者</th> <th rowspan="2">措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> <tr> <th>指示等を実施した場合の通知等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>5</td> <td>市長</td> <td>・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</td> <td>・既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意</td> </tr> </tbody> </table>					区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準		指示等を実施した場合の通知等	緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">警戒レベル</th> <th rowspan="2">実施責任者</th> <th rowspan="2">措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> <tr> <th>指示等を実施した場合の通知等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>5</td> <td>市長</td> <td>・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</td> <td>・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意</td> </tr> </tbody> </table>					区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準	指示等を実施した場合の通知等	緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ
区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準																											
				指示等を実施した場合の通知等																											
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・既に災害が発生している状況であり、市町村が災害の発生を把握した場合 ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意																											
区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準																											
				指示等を実施した場合の通知等																											
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意																											

現行計画（修正前）	修正案	修正理由																
<p><第3章第41節>ライフライン強化対策（上水道）（P372,373）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 各主体の役割</p> <p>（1）市の役割</p> <p>市は、（公社）日本水道協会山形県支部と連携して市内全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給や水道施設による給水機能が速やかに回復するよう必要な措置を講ずる。また、状況により災害時応援協定締結事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 各主体の役割</p> <p>（1）市の役割</p> <p>市は、災害対策マニュアル等に基づき、給水区域内の水道施設の被害状況を的確に把握し、給水機能の確保に必要な措置を講ずる。また、状況により関係機関と連携し応急対策計画の策定、応急給水・復旧体制の構築を図る。</p>	<p>マニュアル等に基づく体制構築について修正</p>																
<p><第3章第42節>ライフライン強化対策（下水道）（P377）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】給水・下水道班</p> <p>【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校、管路包括委託受注業者</p> <p>【下水道等】下水道、農業集落排水等</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本所】給水・下水道班</p> <p>【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校、包括委託受注業者</p> </div>	<p>名称の修正</p> <p>関係機関等の欄に下水道等は不要のため削除</p>																
<p><第3章第43節>危険物等施設の応急対策（P383）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4（1）</p> <p>①ア～オ （略）</p> <p>カ 報告</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取扱規制担当省庁に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="293 1522 926 1711"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取扱規制担当省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬類・高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>放射線使用施設</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取扱規制担当省庁	火薬類・高圧ガス	経済産業省	放射線使用施設	文部科学省	毒劇物施設	厚生労働省	<p>1～3 （略）</p> <p>4</p> <p>①ア～オ （略）</p> <p>カ 報告</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取扱規制担当省庁に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1249 1507 1881 1696"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>取扱規制担当省庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火薬類・高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>放射線使用施設</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設</td> <td>厚生労働省</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	取扱規制担当省庁	火薬類・高圧ガス	経済産業省	放射線使用施設	原子力規制委員会	毒劇物施設	厚生労働省	<p>組織改編による修正</p>
区 分	取扱規制担当省庁																	
火薬類・高圧ガス	経済産業省																	
放射線使用施設	文部科学省																	
毒劇物施設	厚生労働省																	
区 分	取扱規制担当省庁																	
火薬類・高圧ガス	経済産業省																	
放射線使用施設	原子力規制委員会																	
毒劇物施設	厚生労働省																	

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p><第3章第46節>民間流通在庫活用等による物資等供給（P372,373）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4（1） （略）</p> <p>（2）県の実施体制</p> <p>県は、市から要請があった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 備蓄物資の放出、供給</p> <p>イ 食品関係機関からの確保・供給</p> <p>ウ 迅速な輸送、集積</p> <p>エ 県の行う応援要請</p> <p> a 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整</p> <p> b 自衛隊への要請</p> <p> c 他の都道府県に対しての要請</p> <p> d 国（山形農政事務所）に対しての要請</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4（1） （略）</p> <p>（2）県の実施体制</p> <p>県は、市から要請があった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 備蓄物資の放出、供給</p> <p>イ 食品関係機関からの確保・供給</p> <p>ウ 迅速な輸送、集積</p> <p>エ 県の行う応援要請</p> <p> a 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整</p> <p> b 自衛隊への要請</p> <p> c 他の都道府県に対しての要請</p> <p> d 国（農林水産省）に対しての要請</p>	<p>組織改編による修正</p>

現行計画（修正前）	修正案	修正理由
<p>＜第4章第1節＞被災者の生活再建支援（P443）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3</p> <p>(1)被災者のための相談、支援</p> <p>①相談所の開設</p> <p>市及び県は、避難所及び市役所、支所等に、被災者のための相談所を速やかに開設する。</p> <p>②相談所の運営</p> <p>市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3</p> <p>(1)被災者のための相談、支援</p> <p>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等によりきめ細やかな支援を行う。</p> <p>①相談所の開設</p> <p>市及び県は、避難所及び市役所、支所等に、被災者のための相談所を速やかに開設する。</p> <p>②相談所の運営</p> <p>市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。</p>	<p>災害対策基本法の修正</p>
<p>＜第4章第2節＞融資・貸し付け等による経済的再建支援（P450）</p> <p>1～2（略）</p> <p>3（1）①②（略）</p> <p>③被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。市は、被災者生活再建支援資金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3（1）①②（略）</p> <p>③被災者生活再建支援金</p> <p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。市は、被災者生活再建支援資金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</p> <p>県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市町村は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。</p>	<p>山形県・市町村被災者生活再建支援金の追加</p>

現行計画（修正前）		修正案		修正理由																																																																																																
<p><第4章第2節>融資・貸し付け等による経済的再建支援（P451）</p> <p>③被災者生活再建支援金</p> <p style="text-align: right;">（令和2年3月31日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象となる災害</th> <th>根拠法令等</th> <th>支給対象世帯</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被災者生活再建支援金</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合</td> <td>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</td> <td>1 住宅が全壊した世帯</td> <td rowspan="5"> 支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（但し、世帯人数が1人の場合は、該当欄の金額の4分の3の額となる。） 1 基礎支援金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 加算支援金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる。 </td> </tr> <tr> <td>2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市に係る自然災害</td> <td>2 実施主体 山形県 （被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）</td> <td>2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯</td> </tr> <tr> <td>3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害</td> <td>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</td> <td>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期継続している世帯</td> </tr> <tr> <td>4 1、2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村に係る自然災害</td> <td></td> <td>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td> </tr> <tr> <td>5 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市で1～3の区域に隣接するものに係る自然災害</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象世帯	支給額	被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合	1 根拠法令 被災者生活再建支援法	1 住宅が全壊した世帯	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（但し、世帯人数が1人の場合は、該当欄の金額の4分の3の額となる。） 1 基礎支援金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 加算支援金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる。	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸（公営住宅以外）	50万円	2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市に係る自然災害	2 実施主体 山形県 （被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯	3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期継続している世帯	4 1、2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）	5 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市で1～3の区域に隣接するものに係る自然災害			<p>③被災者生活再建支援金</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>対象となる自然災害</td> <td> 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村 </td> </tr> <tr> <td>根拠法令等</td> <td> 1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2 </td> </tr> <tr> <td>支給対象世帯</td> <td> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） </td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td> 支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>④大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建築・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>⑤中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建築・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ ①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。 </td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる自然災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	支給対象世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	支給額	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>④大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建築・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>⑤中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建築・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ ①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。		基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	②解体	補修	100万円	200万円	③長期避難	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円		補修	100万円	150万円		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円	⑤中規模半壊	-	建築・購入	100万円	100万円		補修	50万円	50万円		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円	窓口	市町村	<p>山形県地域防災計画の修正 中規模半壊世帯が追加</p>
種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象世帯	支給額																																																																																																
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した場合	1 根拠法令 被災者生活再建支援法	1 住宅が全壊した世帯	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（但し、世帯人数が1人の場合は、該当欄の金額の4分の3の額となる。） 1 基礎支援金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> 2 加算支援金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）となる。	被害程度	支給額		全壊	100万円	解体		100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸（公営住宅以外）	50万円																																																																												
	被害程度	支給額																																																																																																		
	全壊	100万円																																																																																																		
	解体	100万円																																																																																																		
	長期避難	100万円																																																																																																		
大規模半壊	50万円																																																																																																			
再建方法	支給額																																																																																																			
建設・購入	200万円																																																																																																			
補修	100万円																																																																																																			
賃貸（公営住宅以外）	50万円																																																																																																			
2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市に係る自然災害	2 実施主体 山形県 （被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）	2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯																																																																																																		
3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害	3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期継続している世帯																																																																																																		
4 1、2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊が発生した市町村に係る自然災害		4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）																																																																																																		
5 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市で1～3の区域に隣接するものに係る自然災害																																																																																																				
対象となる自然災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村																																																																																																			
根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2																																																																																																			
支給対象世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																																																																																																			
支給額	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>②解体</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>③長期避難</td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>④大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建築・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>⑤中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建築・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸（公営住宅を除く）</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ ①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。		基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	②解体	補修	100万円	200万円	③長期避難	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円		補修	100万円	150万円		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円	⑤中規模半壊	-	建築・購入	100万円	100万円		補修	50万円	50万円		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																																				
	基礎支援金		加算支援金		計																																																																																															
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																																																																																		
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																																																
②解体		補修	100万円	200万円																																																																																																
③長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円																																																																																																
④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円																																																																																																
		補修	100万円	150万円																																																																																																
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円																																																																																																
⑤中規模半壊	-	建築・購入	100万円	100万円																																																																																																
		補修	50万円	50万円																																																																																																
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																																																																																
窓口	市町村																																																																																																			